

改正地球温暖化対策法に基づく JCM 関係の主務省令の制定について

令和 7 年 1 月
環境省地球環境局

改正地球温暖化対策推進法に位置付けられた二国間クレジット制度（JCM）に関して主務省令を制定し、改正地球温暖化対策推進法の施行の日（令和 7 年 4 月 1 日）から施行予定。主な内容は以下のとおり。

1. JCM クレジットの発行等の関係（農林水産省・経済産業省・環境省の共同省令）

① JCM クレジットの発行申請等

JCM クレジットの発行の申請や、これに先立ち行うこととされている事業設計書等の提出について、その添付書類や電磁的方法により行うこと等を定める。

② 認定検証機関の認定申請等

削減量の検証や、事業設計書の内容の妥当性の確認等を行う認定検証機関について、JCM に関する十分な知識を有すること等を認定要件とすること、認定申請は電磁的方法により行うこと等を定める。

2. JCM クレジット口座簿の運営等の関係（経済産業省・環境省の共同省令）

① 口座簿上での JCM クレジットの移転等

JCM クレジットの移転の申請に応じず、移転を行わない場合として、処分の制限に関する事項（民事執行法による差し押さえ等）の記録がある場合や、口座名義人に法令違反がある場合等を定める。

② 口座簿による情報の開示

法人等保有口座名義人の名称及び本店等の所在地、法人等保有口座及び政府保有口座の区分ごとの JCM クレジットの保有数量を公表することを定める。

③ 口座簿の運営に必要な手数料の徴収

指定実施機関が行う業務に係る手数料（金額は地球温暖化対策推進法施行令改正で指定）について、指定実施機関が指定する口座に振り込むこと、当該手数料については指定実施機関の収入とすること等を定める。

3. 指定実施機関の関係（農林水産省・経済産業省・環境省の共同省令）

① 指定実施機関の指定申請等

指定実施機関の指定に係る申請書の記載事項等を定める。また、その事務の一部委託の承認について、事務の効率化に資することその他の基準等を定める。

② その他の許認可申請等

事務の休廃止の許可や役員の選任・解任、事務規程及び事業計画等の認可に係る申請書の記載事項等を定める。また、事務規程の記載事項等を定める。